

南九州市健康診査等費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月12日

南九州市長 逢木弘幸

南九州市規則第12号

南九州市健康診査等費用徴収規則の一部を改正する規則

南九州市健康診査等費用徴収規則（平成19年南九州市規則第93号）の一部を次のように改正する。

別表がん検診の部胃がん検診の項中「1,100円」を「1,300円」に改め、同部子宮がん検診（頸部検査）の項中「800円」を「1,000円」に改め、同部肺がん検診の項を次のように改める。

肺がん検診	誌影検査	400円
-------	------	------

別表がん検診の部乳がん検診の項中「800円」を「1,000円」に、「1,300円」を「1,500円」に改め、同部大腸がん検診の項中「400円」を「500円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。